

お客さま各位

結城信用金庫

当座勘定支払帳の取扱開始および 一般当座勘定規定の改定について

平素は結城信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、2025年7月にお知らせしましたとおり、2026年7月1日をもって手形・小切手用紙の発行を終了します。

それに伴い、下記のとおり「一般当座勘定規定」を改定し、小切手によらない払戻方法として、「当座勘定支払帳」（払戻請求書）の取扱いを開始いたします。

なお、小切手による払戻しも、振出期限内であれば従来通りご利用いただけます。

記

1. 当座勘定支払帳

(1) 販売開始日

2026年7月1日（水）

(2) ご利用方法

「当座勘定支払帳」（1冊：払戻請求書50枚綴で税込2,200円）を口座開設店[※]へご持参いただき、必要事項をご記入のうえ、届出印を押印して**切り離さず**に窓口へご提出ください。

※当座勘定払戻請求書の取扱いは、口座開設店に限ります。（サテライト店は母店でも可能です。）

※小切手のように持参人（お取引先等第三者）へのお支払いにはご利用いただけません。

2. 「一般当座勘定規定」の改定

(1) 施行日

2026年7月1日（水）

(2) 改定箇所

下表下線部分を追加・変更いたします。なお、改定後の規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

第7条（手形、小切手の支払等）

(3) 当座勘定の払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行ってください。

A 届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。

B 小切手を使用する方法。

(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

第8条（手形、小切手用紙等）

(5) 払戻請求書（当座勘定支払帳）の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料と引換に交付します。

第12条（手数料等の引落し）

(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

第16条（印鑑照合等）

(1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

以上